

## 令和8年度 外国人材定着モデル企業募集要領

### 1 背景・目的

県ではこれまで外国人材の県内定着に向けて、外国人材受入企業等が取り組む日本語教育や職場環境整備、地域交流などの取組みに対して支援を実施してきました。一方で、支援メニューはあるものの取組みの方法がわからないという課題があります。

そのため、外国人材定着に取り組むモデル企業を募集し、外国人材受入・定着の総合窓口である「とやま外国人材活用・定着支援デスク」（以下、支援デスクという。）の定着支援員（行政書士）や地域おこし協力隊が取組みを伴走支援する「外国人材定着モデル企業支援事業」（以下、モデル事業という。）を実施します。

モデル企業が取り組む好事例を広く展開していくことで外国人材を受け入れる他の県内企業での取組みを促進します。

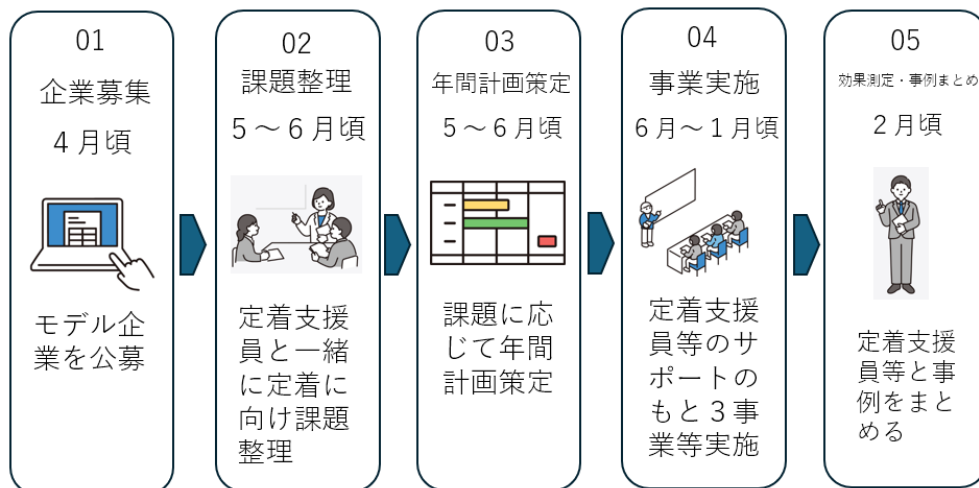
### 2 モデル事業の概要

- ◆ モデル企業を5社程度募集・選定し、外国人材の定着に向けた取組みにあたり定着支援員（行政書士）と地域おこし協力隊が伴走支援を実施します。モデル事業の目的との整合性確保や進捗管理等のため、定着支援員等が打ち合わせや活動への助言等を行いますので、助言等を踏まえて事業を実施するようにしてください。

#### 【スケジュール（イメージ）】

- ①【4月頃】モデル企業を募集します（5社程度）
- ②【5～6月頃】定着支援員と一緒に外国人材の定着に向けた課題を整理します
- ③【6月頃】課題に応じて年間計画を策定します
- ④【6～1月頃】日本語教育や職場環境整備、地域交流等の取組みを実施します
- ⑤【2月頃】効果測定を実施し、定着支援員等と事例をまとめます

※打ち合わせは企業での原則対面実施としますが、適宜オンラインも活用できます。



- ◆ モデル企業は原則「日本語教育」「職場環境整備」「地域交流」の一連の取り組みを行っていただきます。

**【取組み例】**

＜日本語教育＞

日本語教育機関に委託して実施する日本語研修（オンライン受講も可）や、キャリア形成（例：特定技能2号取得）のための研修

＜職場環境整備＞

多言語業務マニュアルの作成や、日本語従業員を対象としたコミュニケーションセミナーの開催（例：やさしい日本語の使い方等）等

＜地域交流＞

地元の祭りやゴミ拾いなど地域活動への参加や、外国人材の郷土料理を通じた交流会の開催等

- ◆ 一連の取組みのうち、「地域交流」については、できる限り実施に努めることとします。（企業の所在地・外国人材の居住地の町内会と接点を持つなど、可能な範囲で実施してください。）
- ◆ 取組みの中で費用が発生する場合、各種補助制度を活用いただけます。  
※経費がかからない場合は必ずしも補助制度を活用していただく必要はありません。

**【補助スキーム】** ※詳しくは各補助金要綱等をご確認ください

＜日本語教育＞

補助率：1/2 補助上限：15万円

対象経費：会場費、講師謝金、講師旅費、委託料、受講料、テキスト代、交通費、通信料、印刷費、消耗品費等

＜職場環境整備＞

補助率：1/2

補助上限：30万円

対象経費：委託料（外国語業務マニュアルの作成等）、役務費（翻訳料）、謝金（社内研修講師への謝金）、旅費（講師交通費）、使用料（会場使用料）等

＜地域交流＞

補助率：1/2

補助上限：20万円

対象経費：会場使用料、交通費、機材レンタル料、郵送料、広告費、保険料、消耗品費、印刷費、委託料、イベント等の実施を伴う食事会等の飲食費等

- ◆ 上記の取組み以外も、企業の課題に応じて課題解決に向け伴走支援を実施します。

### 3 募集対象

県内に事務所を有している次の外国人材受入機関

- ・ 外国人を雇用している企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に限る。）
- ・ 外国人を雇用している常時使用する従業員の数が 100 人以下である中小企業基本法に規定する法人以外の法人（農事組合法人、漁業協同組合等）

### 4 応募方法等

#### (1) 募集期間

令和 8 年 4 月 15 日（水）～令和 8 年 5 月 8 日（金）17 時まで

※応募企業が 5 社に満たない場合は、追加募集する場合があります。

#### (2) 伴走支援実施期間

決定通知の日から令和 9 年 3 月末まで

※補助制度を活用する事業は 2 月末までに実施する必要があります。

#### (3) 応募書類の提出

応募期間内に、以下に示す応募書類を「7 応募先及び問い合わせ先」に記載のメールアドレスまで電子メールにてご提出ください。

<応募書類>

- ① 応募申請書【様式第 1 号】
- ② 事業者概要書【様式第 2 号】
- ③ 応募動機等【様式第 3 号】
- ④ 外国人材を雇用していることが確認できる資料（雇用契約書等）
- ⑤ その他参考となる資料（会社パンフレット等）

#### (4) 応募資格

モデル事業に応募できるものは、「3 募集対象」の受入機関のうち、次に掲げる全ての項目を満たしている企業とする。

- ① 申請を行う日の前日から過去 1 年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること（過去 1 年間に是正勧告を受けた場合はその具体的な内容・対応結果）
- ② 入管法、技能実習法その他関係法令を遵守している事業者であること
- ③ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的とした団体ではないこと
- ④ 富山県の指名停止又は指名保留期間中でない者であること
- ⑤ 地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

⑦ 次のいずれにも該当しない者であること

- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

## 5 モデル企業の決定・通知

### (1) 審査方法

応募書類を審査のうえ、5社程度を選定する予定です。

必要に応じて、事務局から電話またはメールにて応募書類に関する確認を行う場合があります。

### (2) 審査基準

応募多数の場合は、次に掲げる審査基準により、産業分野や地域等のバランスなども勘案し、県が申請内容を総合的に審査の上、決定します。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとしますが、審査前にヒアリングを行う場合があります。

#### ① 本事業への応募動機

・年間を通じて外国人材定着のための課題解決に取り組むことができるか 等

#### ② 伴走支援の必要性

・定着支援員の伴走支援が必要と考えられるか 等

### (3) 審査結果

5月中旬頃を目途に応募企業に電子メールにて通知します。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとします。

## 6 留意事項

### (1) 費用負担

- ・伴走支援に関する費用負担はありません。
- ・「日本語教育」、「職場環境整備」、「地域交流」の取組みにかかる費用は、各補助制度の規程に基づき補助制度を活用することができます。

### (2) 事業終了後の協力

伴走支援終了後、モデル事業の取組事例を取りまとめ、県内企業に外国人材のための取組みの参考として横展開させていただきます。定着支援員や地域おこし協力隊がインタビューなどさせていただく可能性がありますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

※横展開の例：支援デスクのセミナーでの紹介、県ホームページへの掲載等

### (3) 応募資格を満たさなくなった場合の事業の中止

事業実施後、外国人材受入機関が応募資格を満たさなくなった場合は、事業の途中であっても事業を中止します。

## 7 応募及び問い合わせ先

富山県 地方創生局 多文化共生推進室 外国人共生社会推進課 福田

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL:076-444-8873 FAX:076-444-9612

Email: atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp